

1. 授業の概要(ねらい)

日本は、明治時代に入って、西洋型近代法に範をとって法制度を整え、近代国家を形成しました。しかし、だからといって、それ以前にまったく法制度がなかったわけではなく、日本の「固有法」の世界が確かにそこには存在していました。

西洋法継受によって固有法の世界と明治期以降の法制度が完全に断絶したというわけではありません。固有法が明治期以降も意識的に残されていることがありますし、他面、意識するとしないとにかかわらず、法制度を運用する中で固有法の影響がこじみ出ることがあります。つまり、西洋法継受は固有法を前提にしていたことができます。したがって、現代の法制度を深く理解するためには、その前提として存在している固有法の世界が一体如何なるものであったのか、また明治期において、どのように固有法の世界に西洋型近代法が導入され、法制度が整備されていったのか、理解する必要があります。

秋期の「日本法制史Ⅱ」では、明治期における法の西洋近代化の過程について、テーマ毎に解説します。

2. 授業の到達目標

- ①日本法制史におけるある程度応用的な知識を獲得し、様々な法制度やその背景を理解できる。
- ②明治期以降の法制度の整備について、その背景を含め、理解することができる。

3. 成績評価の方法および基準

平常点(10%)及び期末試験(90%)

4. 教科書・参考文献

教科書

テキストは使用しません。必要に応じてプリントを配布します。

参考文献

牧英正・藤原明久編 『日本法制史』 青林書院

浅古弘ほか編 『日本法制史』 青林書院

水林彪ほか編 『法社会史』 山川出版社

出口雄一ほか編 『概説日本法制史』 弘文堂

高谷知佳, 小石川裕介編著 『日本法史から何がみえるか：法と秩序の歴史を学ぶ』 有斐閣

5. 準備学修の内容

参考書として指示した文献の該当箇所を読んでおくこと。

6. その他履修上の注意事項

興味関心を持って授業に臨むようにしてください。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス—授業の進め方
- 【第2回】 国家機構(1)前近代の国家体制
- 【第3回】 国家機構(2)近代的中央集権国家の形成
- 【第4回】 国家機構(3)立憲体制の模索
- 【第5回】 国家機構(4)明治憲法
- 【第6回】 司法権(1)前近代の裁判
- 【第7回】 司法権(2)近代的司法権の確立
- 【第8回】 司法権(3)明治時代における司法権の位置付け
- 【第9回】 刑法(1)前近代の罪と罰
- 【第10回】 刑法(2)明治時代の罪と罰①
- 【第11回】 刑法(3)明治時代の罪と罰②
- 【第12回】 家族法(1)前近代の家
- 【第13回】 家族法(2)明治国家と家
- 【第14回】 家族法(3)日本型近代家族の形成
- 【第15回】 まとめ